

口座引落アシスト規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)と以下に定義する口座引落アシストにかかる取引を行う場合は、この規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第1条(定義等)

本規定において、「口座引落アシスト」とは、お客さまが口座振替を依頼した、販売業者もしくは役務の提供の事業を営む者またはそれらの者からその販売代金もしくは役務の対価(以下「代金等」といいます。)の請求回収事務の委託を受けた者(以下総称して「請求先」といいます。)から、その代金等の全部または一部に相当する金額につき当社宛てに口座振替の請求があり、お客さまの代表口座円普通預金の残高が口座振替の請求金額に満たず引落しができない場合に、当社がお客さまから当該不足金額を受領することを前提としてこれを立替えたうえで、請求先に交付する役務をいいます。

第2条(契約の成立)

1. 口座引落アシストに関する契約(以下「本契約」といいます。)は、お客さまが本規定を承認し、当社に対する申込み及び次項に定める連帯保証の委託の申込みをされ、当社および保証会社が審査し、これを承認したときに成立するものとします。当社は、本契約が成立した場合、当社所定の方法により審査の結果をお客さまに通知するものとします。本規定は当社WEBサイトへ掲示するものとします。
2. お客さまは、前項に定める申込みに当たり、当社の指定する保証会社(保証会社は複数社を指定する場合があります。)に当社を通じて連帯保証の委託の申込みをすることとします。お客さまは、保証審査の結果に対し異議を述べないことをあらかじめ承諾するものとします。
3. 当社は、当社および保証会社におけるお手続き完了後に、お客さまとの間で連帯保証委託契約が成立した保証会社を、第1項に定める方法によりお客さまに通知します。
4. お客さまは、請求先ごとに本契約を締結するものとします。ただし、当社が認めた場合についてはこの限りではありません。

第3条(立替の委託等)

1. お客さまは、本契約に基づき、当社に対し口座引落アシストに係る個別の立替払を委託するものとします。
2. お客さまは、お客さまからの委託に基づき、当社が口座引落アシストを実施するに際し、お客さまと請求先との取引の結果生じた請求先のお客さまに対する債権について、当社が請求先に対し口座引落アシストに係る立替払を行うことを決定したこと(立替払の現実の実行の前後を問いません。)により、当社がお客さまに対し、当社の請求先への立替払金相当額(以下「立替金」といいます。)の債権を取得することに承諾するものとし、お客さまが請求先に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません。)を放棄するものとします。
3. 口座引落アシストの対象となる金銭債権に係る取引上の紛議は、お客さまと請求先とにおいて解決するものとします。
4. お客さまは、口座引落アシストの利用に係る請求先におけるお客さまの取引内容(購入した商品、役務の内容その他の取引の内容およびそれに関する情報を含むがこれらに限られませ

ん。)が当社に開示されることがあることを承諾するものとします。

5. お客さまは、口座引落アシストの対象となる代金等に係る口座振替の請求と同様の方法又は代金等に係る口座振替の請求に当該代金等以外の金銭債権(以下「対象外金銭債権」という。)の請求を含める方法で、当社が対象外金銭債権に係る口座振替の請求を受けた場合において、対象外金銭債権を口座引落アシストの対象となる代金等とみなして本契約を適用することをあらかじめ承諾するものとします。

第4条(口座引落アシストの実施)

1. 当社は、お客さまに通知することなく口座引落アシストを実施するものとし、お客さまはこれにあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、お客様の口座引落アシストのご利用に係る取引内容を当社指定の WEB サイトに閲覧可能な状態に置くことによりお客さまに通知します(但し、法令で別途定めがある場合においては、郵送による方法で通知します)。

第5条(支払)

1. お客さまは、口座引落アシストの利用により生じた立替金等(口座引落アシストにより生じた立替金及びそれに対する遅延損害金その他の一切の手数料をいいます。以下同じ。)を直ちに支払うものとします。お客さまは、お客さまが立替金等に対して期限の利益を有しないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、口座引落アシストの実施以降に、お客様の代表口座円普通預金に入金があった場合には、いつでも立替金等の総額を上限として自動的に引落し、当社の任意の順序により、立替金等の支払に充当することができるものとします。ただし、お客さまの円代表口座普通預金の残高がいずれの立替金等にも満たない場合には、当社は立替金等の一部弁済として引き落とすことはせず、全額について支払が遅延するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、立替金等のほかに、お客さまが当社に対してお客様が当社に有する預金から引き落とされるべき債務(支払期限が到来しているものに限る。)がある場合には、当社は、当社の任意の順序により、当該預金の残高を立替金等のほか、他の債務の支払に充当することができるものとします。
4. お客さまは、当社に支払う立替金等に公租公課が課される場合には、当該公租公課を自ら負担するものとします。
5. お客さまは、立替金等を当社に支払うまで、当該立替金等に係る商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第6条(立替手数料等)

1. 本契約による立替の事務に対する手数料(立替金に対する遅延損害金及びその他の事務処理費用を含みます。以下同じ。)の算出式は、請求先ごとに当社が定め当社 WEB サイトに公表したものとします。立替の事務に対する手数料は、当該算出式に基づき当社所定の方法により計算の上、立替金等に組み入れるものとします。
2. 当社は、市中物価水準の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社 WEB サイトで公表することにより、立替の事務に対する手数料の算出式を変更することができるものとします。この変更は、当社 WEB サイトに相当期間公表することにより通知したうえで適用されるものとします。

第7条(利用の制限等)

1. 当社は、当社の判断により、お客さまの口座引落アシストに係る立替金等に上限額(以下「ご

利用限度額」といいます。)を設定又は変更する場合があります。この場合には、当社は、お客さまにご利用限度額を通知します。

当社は、お客さまの総利用額がご利用限度額を超える場合には、新たに口座引落アシストを実施しないものとします。また、お客さまの立替金等の総額がご利用限度額を超えた場合であっても、本規定の各条項が適用されるものとし、この場合、当社は、お客さまが当社に開設している預金口座の入出金を禁止する等取引を制限できるものとします。

2. お客さまは、お客さまの立替金等の残高がない場合には、当社所定の手続きによりご利用限度額を0円とすることができるものとします。
3. お客さまは、前項に従いご利用限度額を0円と設定している場合には、ご利用限度額を増額するために、当社に対して当社所定の申込みを行い、当社の判断を受けることができるものとします。当社の判断の結果、当社がご利用限度額を増額する場合には、当社はお客さまに対して、変更後のご利用限度額を通知するものとします。ただし、当社の判断により、ご利用限度額を設定しないこととした場合には、ご利用限度額の通知はこの限りではありません。

第8条(当社からの相殺)

1. 当社は、立替金等のうちご利用限度額を超過したものと、お客さまの当社に対する預金債権その他の債権とを、その債権の期限または通貨にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。
2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金等の計算については、その期間を計算実行日の前日までとし、預金の利率については当社の定めによるものとします。また、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
3. お客さまにおいて立替金等の他に、当社との間で他の債務があるときは、当社は債権管理上等の事由により、どの債務との相殺に充てるかを指定することができ、お客さまは、その指定に対して異議を述べないものとします。

第9条(債権譲渡)

1. お客さまは、当社が将来、本契約に基づく当社の債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託譲渡を含みます。)する可能性があること、および当社が譲渡した債権を再び譲り受ける可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、お客さまに対する通知は省略することができるものとします。
2. 前項の規定により、当社が債権を他に譲渡した場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託者を含みます)の代理人になることができるものとします。この場合、お客さまは当社に対し、従来通り本規定に定める方法によって立替金等を支払い、当社はこれを譲受人に交付するものとします。

第10条(報告および調査)

お客さまは、当社がお客さまに関する必要な情報を求めた場合には、直ちに必要な情報を報告し、書類およびその他の資料を速やかに当社に提供、送付または交付し、あるいは、当社が実施する面談等必要な便益の提供に応じるものとします。

第11条(住民票等の取得同意)

本契約に基づく当社のお客さまに対する債権管理に必要な連絡をとるためその他の事由により当社が必要と認めた場合には、お客さまは、当社がお客さまの住民票の写し等を取得することに同意します。

第12条(諸費用の負担および支払方法)

本契約に関して、当社の債権管理に要した費用(租税公課を含みます)は、お客さまが負担するものとし、立替金等に組み入れのうえ、その支払に充当するものとしします。

第13条(変更の届出、通知の方法)

1. お客さまは、受取証書または相殺通知の交付を受けることに代えて、銀行取引規定に定める電磁的方法により受取証書記載事項または相殺通知記載事項の提供を受けることにつき、承諾するものとしします。
2. お客さまは、登録内容(法人のお客さまにおいては、お客さまの登記事項証明書に記載された役員もしくは業務執行者または実質的支配者を含みます。)の変更がある場合は、直ちに当社に対して変更の届出を行うものとしします。また、当社からの請求があった場合は、速やかに、関連する情報を当社に提供します。当社からの請求があったにもかかわらずお客さまがこれに応じない場合には、当社は、お客さまのご利用限度額を減額することができます。
3. 登録内容に変更があったにもかかわらず、お客さまにおいて変更の届出を行っていない場合、当社は、登録内容の変更はないものとして取り扱います。変更の届出があった場合でも、変更届出の前に行われた取引や各種手続は、変更前の情報に依拠する場合があります。当社は、お客さまが変更の届出を行っていないことによって生じた損害について、当社に故意または重大な過失がない場合において、一切責任を負いません。
4. 前各項にかかわらず、お客さまは、本契約に基づく立替金等の処理を弁護士もしくは弁護士法人もしくは司法書士もしくは司法書士法人(以下「弁護士等」という。)に委託し、またはその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等または裁判所から書面によりその旨の通知を行う場合には、お客さまのお名前または法人名、お客さまとお取引のある支店名または支店番号、口座番号およびご住所または本店所在地をもれなく記載したうえで、当社本店に宛てて郵送によりこれを行うものとしします。当社は、お客さまがかかる方法による通知を行っていないことによって生じた損害について、当社に故意または重大な過失がない場合において、一切責任を負いません。

第14条(契約の期間、中止、解約等)

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立とともに開始し、期限を定めないものとしします。
2. 本契約は、お客さまと保証会社との間の連帯保証委託契約または当社と保証会社との間の保証契約が終了した場合には、当然に終了するものとしします。
3. お客さまは、立替金等を一切負担していないときに限り、当社所定の手続きにより本契約を解約することができるものとしします。
4. 当社は、次の各号に該当する場合には、通知又は催告等なしにご利用限度額を減額し、新規の口座引落アシストの実施を中止し、または本契約を解約することができるものとしします。
 - (1) お客さまのご利用限度額が0円となったとき。
 - (2) お客さまが当社に対して差し入れた「反社会的勢力ではないことの表明・確約」に対する違反が認められたとき。
 - (3) 本規定に限らず、お客さまが当社との取引規定の1つにでも違反したとき。
 - (4) 相続の開始があったことが当社にとって明らかとなったとき。
 - (5) お客さまが当社に開設した預金口座について、当該預金口座にかかる預金規定の解約事由が発生し、当社が預金取引の停止または預金口座の解約の通知を発信したとき。
 - (6) 保証会社から保証の中止または解約の申立があったとき。
 - (7) 金融情勢の著しい変化があるとき等その他相当の事由があるとき。

第15条(代表口座円普通預金の解約)

お客さままたは当社が円代表口座普通預金を解約する場合には、本契約も同時に解約されるものとします。ただし、お客さまは、立替金等の残高がある場合には、円代表口座普通預金を解約することはできません。

第16条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

第17条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

1. 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
2. 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上